

**益田児童相談所一時保護所
第三者評価 報告書**

令和7年度11月

— 目次 —

第三者評価の実施方法	1
------------	---

● 総評

総評	3
----	---

【第三者評価目次】

第1部 こども本位の支援	9
1. 一時保護施設の理念・基本方針	9
2. こどもの権利・こどもの意向の尊重	11
3. 一時保護施設における権利制限	15
4. 入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止	17
第2部 一時保護施設的环境・運営体制	20
1. 一時保護施設的环境	20
2. 職員体制・職場環境	21
3. 情報共有・関係者間連携	24
4. 関係機関との連携	26
第3部 一時保護施設における支援	28
1. 一時保護施設の運営	28
2. アセスメント・支援方針	32
3. 一人ひとりの特性や課題等への対応	34
4. 一時保護施設からの退所に向けた支援	37
第4部 一時保護施設の管理運営	39
1. 安全管理	39
2. 施設運営計画	41

●評価の方法

2018 年度厚生労働省調査研究事業「一時保護された子どもの生活・支援に関する 第三者評価の手引き（案）」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（2024 年度版）」を用いて、次の方法で実施した。

・職員自己評価

64 項目について、一時保護所職員それぞれに自己評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。

・子どもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護所へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。評価機関で回答を集計し、結果とした。

・事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から事前提出を受けた。

（施設概要、組織図、業務分掌、平面図、こどもに対する説明資料等）

・訪問調査

- （１）一時保護所概要確認
- （２）施設見学
- （３）自己評価項目について聴き取り（管理職等）
- （３）職員ヒアリング（正規職員等）
- （４）申し送り会議への立ち合い
- （５）フィードバック

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

【評価ランクの考え方】

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

総評

2025 年 11 月 5 日(水)～6 日(木) 現地調査実施

総 評

(特色)

○平成 23 年に現在の場所に新築移転された児童相談所と同一敷地内に併設されている一時保護所です。

木造平屋建てで木目が活かされた温かみのある施設になっています。

○『基本理念』を明確にされ、毎年見直しを行いながら、年度始めには所長が職員に話されています。

・ 基本理念

- 1 すべての児童が安全で安らげる環境を作ります、＜安心安全＞
- 2 児童の意見や気持ちをよく聴き一緒に考えます ＜権利擁護＞
- 3 児童の支援の向上を目指して研鑽を重ねます ＜自己研鑽＞

(優れている点)

○小規模な児童相談所の利点を活かし、相談部門と一時保護所の職員間の情報共有・連携がスムーズに行われています。

一時保護所が児童相談所に併設されているため、一時保護所と相談部門の職員間の連携が取りやすいだけでなく、相談部門の児童福祉司・児童心理司が一時保護中の担当児童と直接様子を見たり、話す等の機会が持ちやすい環境となっており、より良い支援につながっていると思います。

○今年度から一時保護所に看護師の配置が行われ、よりこども達の安心安全のための環境が整えられました。また、調理員も勤務されており、手作りの食事を提供されており、アレルギーのあるこどもへの対応も行われており、家庭的な雰囲気を持てるよう配慮されています。

(改善が望まれる点)

- ①保育士の職員配置がないため保護所内での乳幼児への適切な保育は望めない状況にあるため乳児院や里親委託になる場合が多いようですが、一時的に保護所で対応せざるを得ない場合の為、必要最小限の対応可能な備品等の準備に期待します
- ②障害の程度に応じては保護所内での対応が難しい状況もあり、障害特性に応じた施設等への委託を予定される事が多いようです。保護所内での対応がどの程度までであれば対応出来るのか検討会が開催されていますが、県内 4 保護所内での検討出来

ると良いと思います。

③性的アイデンティティに配慮が必要な子どもに対しての対応につきましても、その時点での対応と思われます。事前の手順等の整備に期待します。

④重大事件に係る触法少年に対しては、児童自立支援施設の利用を基本としていますが、職員の付き添いが必要である等の課題があります。

また、当保護所の場合、外部からのぞかれやすい環境にあるため、保護した場合のマスコミ対応も課題があります。

県内の児童相談所・一時保護所との連携した適切な対応の取り組みが効果的と考えます。

①～④までの対応に対しての島根県内4保護所が協力し合い、統一した対応マニュアルの作成を目指して頂きたいと考えます。

○「一時保護中の原籍校登校」については人員配置の関係もあり行われていません。会計年度任用職員による登校の送迎等も考慮し、希望する児童に対しては可能な限り対応される事に期待します。

○職員配置基準上は定員に応じた職員数ですが、定員児童数に達した場合には現在の配置基準度では職員数が不十分になると思われます。

相談部門をはじめとする児童相談所本体にも負担となりかねません。

職員の力量や負担に頼る運営とならない為にも、定員数に見合った一時保護所の職員配置の早期見直しに期待します。

○一時保護所におけるアドボケイトの保障について、進めていかれる予定となっておりますが、子どもの生活全般の指導者ではなく、支援者として関わり、こども達が安心して過ごせる環境を作り、こどもの思いを抽出していかれることに期待します。

○委託保護を活用することで過不足なく一時保護が実施できているようですが、未就学児や障がいのある子ども、重大事件に関わる子ども等についても、緊急時に一時保護所において保護できるような体制整備を検討されることを期待します。

○保護所内の浴室については、1ヶ所追加し、男女別で使用出来る事の検討に期待します。また、既存の浴槽については、大きく深い形状のため、こどもが浴槽内で水難の危険性、毎回お湯の入替に時間を要してしまう等、こどもの安心・安全を保障する為にも通常の家庭用の浴槽に健康される事を望みます。

取組み主体	課題、取組むべき事項の提案
職員	<p>○こども達が本音を話してくれるよう、研修やＳＶも受けられ、児童相談所の児童福祉司・児童心理司からの情報や経験豊富な年度任用職員の方からの意見も取り入れ、自分達の理想とする一時保護所の姿を目指した取り組みに期待します。</p> <p>○職員の方々は、一時保護所運営に専門性を持ち、保護所の目的を遂行しようと日々取組んでおられます。国の一時保護政策の向上、改善のために必要な現場の意見を発信して頂きたいと思います。</p>
児童相談所（一時保護所）	<p>○チームとして全体で情報共有や職員研修を行い、掲げられている基本理念の実行性に繋げて頂きたいです。</p> <p>○こどもにとって最善の一時保護所となるよう、児童相談所に併設されていることや小規模であることのメリットを最大限に活かした運営を心掛けて頂きたいです。</p> <p>○児童相談所との連携によって人員不足をカバーすることが常態化しています。本当に児童相談所職員との連携することが支援の質の向上に繋がっているか検討をして頂きたいです。</p> <p>○保護所内の浴室については、１ヶ所追加し、男女別で使用出来る事の検討に期待します。また、既存の浴槽については、大きく深い形状のため、こどもが浴槽内で水難の危険性、毎回お湯の入替に時間を要してしまう等、こどもの安心・安全を保障する為にも通常の家庭用の浴槽に健康される事を望みます。</p>
設置自治体	<p>○現在２４時間体制で緊急保護の対応も行われていますが、職員の多くが会計年度任用職員で構成されており、こども達の行動観察をより充実させるためにも正規職員の増員を検討して頂き、夜間・休日も含めて人員体制を整える必要があると考えます。また、組織的に充実した研修体制、人材育成に向けても職員配置の見直しを望みます。</p> <p>○緊急対応について、携帯電話で所長、副所長、相談支援課長、判定保護課長の４人で一週間ごとに第一報の連絡を受ける体制になって</p>

	<p>いますが、これに変わる電話相談専用職員の配置等の体制の導入、若しくは特別勤務手当の検討に期待します。</p> <p>○現状の児童相談所、一時保護所の機能は、職員の質の高さと努力によって保たれています。環境や体制の面では不十分な点が少なくなく、職員に過剰な負担がかかっており、抜本的な改善が必要です。</p> <p>○県の福祉専門職は、福祉分野を数年かけて経験を積むことにより、キャリアパスが組まれています。人事異動のあり方の見直しは必須と思われ、人員配置の適正化は早急の問題と思います。</p> <p>○委託保護を活用することで過不足なく一時保護が実施できているようですが、未就学児や障がいのある子ども、重大事件に関わる子ども等についても、緊急時に一時保護所において保護できるような体制整備を検討されることを期待します。未就学児も含めて必要な児童については、委託のみに頼らず、一時保護所で保護できる体制を整備すべきです。</p>
国	<p>○現在の一時保護所を取り巻く国の対応は、児童人口の多い都市部を中心に考慮されており、職員の配置基準や予算規模が地方自治体の実態は考慮されていないように取れます。</p> <p>人口やその規模に応じ各自治体がフレキシブルに運営できる制度改定を望みます。</p>

第1部 子ども本位の支援

1. 一時保護施設の理念・基本方針

項目	評価項目	評価
No. 1	一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか	A
1-1	一時保護ガイドラインを踏まえ、一時保護施設としての理念・基本方針を明文化している	○
1-2	理念・基本方針が職員に周知している	○
1-3	一時保護の目的（こどもの権利擁護・安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針としている	○
1-4	入所しているこどもの権利擁護、こどもの意見又は意向を尊重した運営をしている	○
1-5	入所するこどもの多くは権利侵害を受けてきていることを念頭に、一時保護施設はこどもの安全・安心を確保するとともに、こどもの心身の安定化を図る場でもあるという認識のもとに運営している	○
1-6	入所しているこどもの権利擁護、こどもの意見又は意向を尊重した運営をしている	○
No. 2	こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
2-1	一時保護施設での受入れ適否や所内での対応について、こどもの安全の視点で判断している	○
2-2	こどもをあたたく迎え入れている	○
2-3	こどもを一人の人間として尊重した接し方や対応をしている	○
2-4	こどもが安全感や安心感、信頼感を持てる養育や支援を行っている	○
2-5	保護者との分離や喪失等を体験したこどもに対して適切な支援・対応を行っている	○
2-6	こどもが見られたり、知られたくないと感じることに対して、プライバシーに配慮した対応や工夫をしている	○
2-7	こどもが職員に監視されていると感じないようなかわりをしている	○
No. 3	相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか	A
3-1	主訴の背景に隠れた虐待等の不適切な養育がないかという視点を入れた行動観察を行っている	○
3-2	こどもの支援にあたって、一時保護施設全体でトラウマインフォームドケアの視点・考え方を共有している	△

No. 4	こどものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A
4-1	「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えている	○
4-2	こども自身が自分の想いを表現する機会を多くつくり、自分の想いを受け止めてもらえる体験を通して、自己表現を促している	○
4-3	こどもの良い面を承認できるような生活支援を行い、興味や関心を持てる活動に取り組めるよう 物品（おもちゃや本等）や時間が確保されている	○
4-4	こどもが一時保護解除後の生活を前向きにとらえられるように支援を行っている	○
No. 5	個別支援を適切に行っているか	A
5-1	こどもの状況やニーズを踏まえた個別支援を行っている	○
5-2	集団生活において個々のニーズに応じた個別支援を行っている（一律的な対応になっていない）	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）	
<p>（現状）</p> <p>○一時保護所運営マニュアルに基づき理念・基本方針を明文化されています。 年度初めには所長から説明をされ、職員への周知が図られています。 こどもの居室は全て個室対応されており、必要以上の施設は行われていません。 入所時にはしおりを用意され、生活のルールを伝え、安心して過ごせる場所であることを話されています。 県全体としてはトラウマインフォームドケアの研修も行われています。</p> <p>○「一時保護所のしおり、一時保護所のおやくそく」等に明記され、一時保護所で安心して過ごせる場としての生活ルール等の案内に加えて、あなた（こども）は、大切な存在であり、心配事や困った場合は、何でも相談して欲しい旨の説明が行われています。</p> <p>○一時保護所に於ける適正な運営に向け、「安心安全」「権利擁護」「自己研鑽」の三本柱としての基本理念（運営マニュアル化の整備）が明文化され、入所時のこどもが日常生活を行うための居室、医務室、トイレ、浴室、食堂、学習室、娛樂室等の環境が整備され、清潔な衣類の提供、温かい食事の提供等による安心・安全な生活環境の整備された一時保護所です。</p>	

○こどもの意見・要望等の適切に表明できるための相談方法や相談窓口の開設等、権利の遵守、支援が行われています。

○判定保護課（児童心理司、児童指導員、一時保護施設担当、夜間等児童指導員等）が同一の担当課での組織運営であることから適宜の事案・事象の状況がタイムリーに情報共有を行い適切にこどもへの支援・指導対応を行う体制が整えられています。

○職員の日常支援の組織内での児童相談所（相談支援課、判定保護課等）との情報の共有や連携等による研鑽や各種必要な研修が計画的に行われています。

（優れている点）

○一時保護所（判定保護課）と児童相談所（相談支援課）が同一敷地、同一建物内にあることから保護所への児童受け入れ時の対応に始まり、受入れ後の日常生活に於けるこどもの言動、行動、思考、体調状況等の各種情報の共有が日常業務の中で行われる状況にあり、一時保護所担当、児童福祉司、児童心理司等の相互連携が日々の業務で容易であることから、こどもや保護者等への対応が円滑に進められる環境となっています。

（改善が必要な点）

○一時保護所としての基本方針としての理念・基本方針が入所を必要とする児童やその保護者等に加えて、地域社会に理解と納得いただくための取り組みが必要となります。

（今後の取り組みに関する提案）

○入所のこどもの日常生活の中で、思考や言動、行動等を勘案した観察を更に充実するために、こども一人ひとりのトラウマ特性等の日常的な家庭生活状況や要因等を深掘するための一時保護所担当者（夜間等児童指導員含む）としての支援・指導を行うために、児童心理司を中心とした実践的な「トラウマインフォームドケア」現場研修の取り組みに期待します。

2. 子どもの権利・子どもの意向の尊重

項目	評価項目	評価
No. 6	こどもの権利について、こどもに対して適切に説明しているか	A
6-1	こどもの権利について、こどもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明している	○
6-2	こどもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明している	○

6-3	一時保護の決定に関する意見の申立ての方法等に関してこどもの年齢や理解に応じて説明を行っている	○
6-4	一時保護中の生活に関する意見の申立ての方法等に関してこどもの年齢や理解に応じて説明を行っている	○
No. 7	こどもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか	A
7-1	こどもが意見・要望・苦情等を表明しやすくなるような対応や配慮を行っている	○
7-2	こども会議等、こどもの意見を聞く場がある	△
7-3	一時保護施設職員による定期的な個別面接を行っている	○
7-4	こどもと児童福祉司や児童心理司等との面談が行われるようサポートしている	○
7-5	意見形成・意見表明を支援する仕組みについて、実効性のある取組みとなるよう、適宜見直しを行っている	○
No. 8	こどもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか	B
8-1	意見表明等支援事業の仕組みを一時保護施設職員が理解している	○
8-2	意見表明等支援事業が、入所中の全てのこどもにとって使いやすい仕組みになっている	△
8-3	意見表明等支援事業以外にも、外部の第三者に相談できる仕組みがある	△
No. 9	保護開始にあたり、こどもに対して適切に説明し、理解を得ているか	A
9-1	一時保護の理由や目的、一時保護施設での生活等について、こどもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明し、理解を得ている	○
9-2	一時保護の決定にあたり、こどもの意見や意向を聞いている	○
No. 10	保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか	A
10-1	保護期間中に、定期的かつ必要に応じて適宜、こどもに対して、現状や見通しについて説明をしている	○
10-2	児童福祉司等が説明した内容についてのこどもの意向を、一時保護施設職員が聞き取りしている	○
No. 11	保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A
11-1	一時保護の解除にあたっては、こどもの意向や意見、気持ちを十分に聞いている	○
11-2	一時保護解除時期や解除後の生活等について、こどもや保護者等の意見等を踏まえた検討を行っている	○

11-3	一時保護解除時期や解除後の生活等についての検討には、一時保護施設職員も参画している	○
11-4	一時保護解除の理由や解除後の生活等を十分に伝え、こどもが納得できるよう対応している	○
No. 12	こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行っているか	A
12-1	こどもからの聞き取りにあたっては、こどもの人権等への配慮を十分に行っている	○
12-2	こどもが安心して話せるよう配慮している	○
12-3	こどもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司、児童心理司と共有することを説明している	○
No. 13	こどもの援助指針（援助方針）等に対するこどもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか	A
13-1	こどもの生活に関する今後の方針の検討に、こどもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行っている	○
13-2	援助指針（援助方針）等に対するこどもの意見や意向等について、具体的な内容を記録している	○
13-3	こどもの意見や意向等を尊重した対応を行っている	○
13-4	こどもの意見の反映状況について、速やかに内容と理由を丁寧かつわかりやすくこどもに説明している	○
13-5	こどもの意見又は意向と異なる方針決定を行う場合、その理由についてこどもが理解できるように説明している	○
No. 14	一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか	A
14-1	こどもから出された意見等に対して、速やかにこどもにフィードバックをしている	○
14-2	こどもから出された意見等を受け止め、こどもがまた意見を出そうと思える対応をしている	○
14-3	意見箱等匿名で出された意見の考慮・反映の結果について、意見を出したこどもに配慮しながら、丁寧かつわかりやすくフィードバックしている	○
14-4	こどもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組みが行われている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）

（現状）

- こども権利について年齢や理解度に応じた説明が行われています。
意見箱が設置されており、どの職員にでも意見が言えることを伝えられています。
担当職員はプライバシーに配慮し、安心して話せるよう個別に意見を聞かれています。
児童福祉司や児童心理司とも定期的な面談が行われており、こどもからの意見が聞きやすい環境が整えられています。
一時保護解除の理由や解除後の生活等についても伝え、こどもが納得できるように説明が行なわれています。

（優れている点）

- 児童相談所と同一敷地内にあり、児童心理司からのフィードバックがあり、情報共有が行われています。
- 児童福祉司、児童心理司、一時保護所担当者の日常のこどもや保護者等の意見・要望や判定会議（援助方針や一時保護継続・解除等の内容やスケジュール等）の情報共有の把握が容易であり、こどもへの適切なフィードバックや説明が行われています。

（改善が必要な点）

- 職員間（児童指導員、夜間等児童指導員等の会計年度任用職員含む）におけるこどもの意見表明等の受け止め方や指導・支援の在り方等について、知識・経験等の相違から共通認識による一体的な対応が難しい状況が案件によって発生した場合の相互の意識統一共有したチームで対応する意識醸成が大切と思われます。

（今後の取り組みに関する提案）

- 今後の課題としてアドボケイトの来所は予定されていませんが、県全体としては松江の中央児童相談所が導入予定ですので、これからの取り組みに期待します。
- こども4つの権利条約（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）の中の自由に意見を表明する権利（意見表明支援）として、「こどものアドボカシーの仕組み」の地域での整備、対応への取り組みに期待します。
- 入所のこども（家族含む）への一時保護所の理念・基本方針を常に理解、意識する環境整備（施設内への掲示、施設案内等）による広く公表される取り組みに期待します。

3. 一時保護所における権利制限

項目	評価項目	評価
No. 15	通信、面会等に関する制限は適切か	A
15-1	通信、面会等に関する制限は、こどもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっている	○
15-2	通信、面会等に関する制限を行う場合には、制限が必要である理由についてこどもに説明している	○
15-3	保護者との通信、面会等について、あらかじめこどもの意見や意向を確認している	○
15-4	通信、面会等に関する制限を行う場合には、理由や経過等について記録している	○
15-5	通信、面会等に関する制限について、こどもや保護者の状況等を踏まえ、その必要性について定期的な点検・見直しが行われている	○
No. 16	一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか	A
16-1	生活上のルールは、正当な理由なくこどもの権利を制限するものとなっていない	○
16-2	正当な理由がある場合にやむを得ずこどもの権利の制限をせざるを得ないルールについて、その理由をこどもに説明し、こどもの理解を得ている	○
16-3	一人のこどもの個別事情を理由に、他のこどもの権利の制限をしていない	○
16-4	ルールがこどもの安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものか、定期的に点検・見直しを行っている	○
16-5	こどもが参画した議論の場（こども会議等）の活用により、こどもの意見を踏まえたルールの点検・見直しを行っている	○
16-6	生活上のルールもこどもの権利制限に該当し得ることを、職員が認識している	○
No. 17	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
17-1	懲罰的な目的で、こどもを集団から分離する個別対応を行っていない	○
17-2	こどもの意に反して集団から分離する場合、行動制限は合理的な理由に基づき最小限にしている	○
17-3	こどもの意に反して集団から分離する場合、こどもにその理由を説明している	○

17-4	こどもの意に反して行われる集団から分離した支援においても、生活の質が維持され、こどもの権利が守られている	○
No. 18	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか	A
18-1	こどもが私物を所持できることを基本としている	○
18-2	やむを得ずこどもの私物の持ち込みを禁止する場合、その理由についてこどもにきちんと説明している	○
18-3	スマートフォン等の通信機器について、こどもの安全確保上支障がない範囲で利用が可能となる工夫について、こどもと話し合い、こどもと職員がともに考えている	△

現状と課題（良い点、改善が必要な点）	
<p>（現状）</p> <p>○入所時に、こどもの持ち物が確認され、スマートフォン等の通信機器の持ち込みが出来ない理由を説明され、スマートフォン等の通信機器は、保護者への返却及び施設でお預かりする対応が行われています。</p> <p>○こども会議に変え、朝会・昼会に生活ルール等について、こどもから意見を聞く機会を持たれています。</p> <p>○入所時の子どもや保護者等の面会や電話連絡、施設での生活ルール等については、入所時に児童福祉司若しくは児童心理司（入所後には、一時保護所担当者より再説明による確認等）にり、「一時保護所のしおり（面会や連絡）」において、丁寧に説明や理解を図られています。</p> <p>○家族からの面会や連絡（夜間、土日祝以外）については、事前に担当職員への連絡を頂き、ケース担当者が保護者等とその主旨を確認し、必要性を踏まえて実施されています。</p> <p>○一時保護所内の集団生活に於ける個別対応（自傷・他傷行為のこども、無断外出の虞のこども、性被害を受け情緒が不安定のこども、触法少年等のプライバシー保護が必要なこども等）へ「個別対応実施計画書」が作成され、児童相談所の一時保護所担当の職員が共通の認識を持って、一時保護所の通常の個室による懲罰的なものではない支援・指導対応が行われています。</p>	

(優れている点)

○入所のこどもの発達状況（乳幼児、児童、中・高校生）を考慮した施設内の生活ルールや1日の日課（起床、食事、学習、自由時間、就寝等）が設定され、こどもとの朝の会（昼会含む）での相談・要望等の把握による支援対応やこども一人ひとりの特性を踏まえた日課の見直し等による柔軟な支援の取り組みが行われています。

(改善が必要な点)

(今後の取り組みに関する提案)

○こども達の自由時間に一時保護所で用意されたゲーム機で遊べる時間を持つことも検討下さい。

4. 入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止

項目	評価項目	評価
No. 19	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A
19-1	こどもに被措置児童等虐待とは何かを具体的に説明している	○
19-2	被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめこどもに説明している	○
19-3	こどもの権利が侵害される事態が生じたときの対応を適切に行っている	○
19-4	被措置児童等虐待の防止に努める研修等の取り組み等を行っている	○
No. 20	こども同士での権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等）の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	A
20-1	こども同士での権利侵害が起こらないように、こどもへの権利教育を行っている	○
20-2	こども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えている	○
20-3	こども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保している	○
20-4	こども同士での権利侵害等、こどもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取り組みを行っている	○

No. 21	国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか	A
21-1	入所しているこどもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしていない	○
21-2	文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違い等を尊重した対応をしている	○
No. 22	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか	A
22-1	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティのこどもがいることを前提とした生活環境や支援等の準備をしている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）	
<p>（現状）</p> <p>○一時保護所内で被措置児童等虐待防止に努める研修は行われていますが、正規職員が若い方で構成されており、該当事例にあたられた経験が少ないようです。</p> <p>○入所時に困ったこと（被措置児童等虐待含む）は、児童相談所のしおり等へ何事も相談所職員へ相談して欲しい旨が説明され、一時保護所の個室に配備された「あなたのお知らせ（権利ノート）」のリーフレット（県のこども相談係）へ申し出ることができる旨を説明されています。</p> <p>○一時保護所の居室は、男子棟、女子棟と区分され、それぞれには棟への出入り口には施錠が設置され、夜間に開閉があればブザーが鳴る等の環境整備が行われ、夜間指導員へ知らせ対応指導が行われています。</p> <p>（優れている点）</p> <p>○人権研修は、正職員及び夜間等児童指導員全てに計画的な人権研修（こどもの人権、人権同和、高齢者の人権等）が実施され、こども同士の権利侵害の防止や一時保護所職員として、全てのこどもの人権尊重等に向け「子どもの権利の4原則」等の権利の保障に向けて、地域活動の中心的役割（児童相談所）として取り組まれています。</p> <p>（改善が必要な点）</p> <p>○国籍（文化、宗教、食事等含む）の違い、L G B T Q等多様化する社会的な文化の中でのジェンダー指向のこどもの一時保護所への入所が無いことから、対応に苦慮する可能性が秘められています。その対応内容等の検証や環境の準備、職員の支援・指導へのスキル向上に向けた取り組みに期待します。</p>	

(今後の取り組みに関する提案)

○経験の少ない職員の為のスーパーバイズの機会も増やされることに期待します。

○国籍の違いやジェンダーレス化、ジェンダーバイアス等、男女間の格差を無くし、社会的な平等の権利の遵守、差別や偏見をなくす公平な社会を目指す取り組みとして、こどもの個人的な特性や能力を最大限に引き出すための支援・指導を目指すために、日常業務の中でのスーパーバイズ実践（スーパーバイザー体制等）に期待します。

第2部 一時保護施設的环境

1. 一時保護施設的环境

項目	評価項目	評価
No. 23	一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか	A
23-1	一時保護施設の設備及び運営に関する基準における設備の基準等を満たすよう努めている	○
23-2	ユニットを整備している	○
23-3	個室を提供している	○
23-4	複数のこどもでの利用が可能な居室を設けている	○
23-5	定員超過が慢性化した状態とはなっていない	○
No. 24	一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか	A
24-1	こどもにとって安心できる、居心地の良い生活環境を確保している	○
24-2	こどもの生活空間のプライバシーに配慮している	○
24-3	日常的に清掃等がされ、衛生的な環境を維持している	○
24-4	家庭的な環境となるよう工夫している	○
24-5	生活環境として必要な設備や什器備品等を整備している	○
24-6	必要な修繕等を行っている	○
24-7	生活場面の中で閉塞感がないよう工夫している	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）

(現状)

○児童相談所と一時保護所が同一建物として、木造平屋建ての木の温もりを感じる落ち着いた生活をするための環境整備が行われています。

○一時保護所の建物内に運動のできるフリースペース、誤薬室・学習室もそれぞれ設け

られており、居室は個室対応でプライバシーに配慮されています。男子・女子ユニット分けられています。兄弟での保護対応になった場合には同じ部屋で生活することも可能です。

日常的に清掃も行き届き清潔な生活空間になるよう努められています。

- 同一敷地内には、土と触れ合える広場が広がり、菜園も準備され野菜の収穫も出来る環境となっています。

(優れている点)

- 全体的に木のぬくもりがあり、居室内の採光もよく、窓から外の景色も見え、閉塞感のない一時保護所施設となっています。

(改善が必要な点)

- 乳幼児の緊急一時保護が発生した場合の環境問題(夜間等の乳児院対応での調整に時間を費やす場合や乳児院が遠距離の場合等)で、一時保護所で就寝が必要になった場合の衣食住の必要な場面を想定した準備等に期待します。

- 一時保護所施設に浴室が一カ所の環境であり、入所児童が順番にローテーション計画が作成され入浴する環境です。

(今後の取り組みに関する提案)

- 複数の男女が入所した場合の入浴環境を想定すると男女別の浴室が設置され、プライバシー保護の環境やお湯の入れ替え等の要望が出た場合の経費コスト面を考えると、今後の改善課題として検討されること期待します。

2. 職員体制・職場環境

項目	評価項目	評価
No. 25	管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか	A
25-1	管理者が一時保護施設の管理・運営をリードするための環境・体制が整っている	○
25-2	管理者のマネジメントのもとで管理運営を行っている	○
25-3	スーパーバイズの体制が整っており、指導教育担当職員が適切なスーパーバイズを行っている	○
25-4	管理者と指導教育担当職員は、基準に定められた研修を受けている	○

No. 26	一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか	A
26-1	受入れをすることの人数、年齢、状況などの実態に応じた必要な職員を配置している	○
26-2	直接支援にあたる職員は保育士や児童指導員の任用要件を満たしている	△
26-3	専門性を要する役割には、必要な能力・資格を有する職員が配置されている	○
26-4	各職種の役割や権限、責任が明確になっている	○
No. 27	一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか	A
27-1	夜間に 2 人以上の職員がいる	○
27-2	ユニットがある場合、夜間において 1 ユニットにつき 1 人以上の職員を配置している	○
27-3	夜間における行動観察やケアができる体制（正規職員の配置等）がある	△
27-4	児童相談所の開庁時間以外の通告対応を一時保護施設で行う場合、そのために必要な職員を別途配置している	○
No. 28	職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか	A
28-1	一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組みを行っている	○
28-2	職員の専門性の向上を図るための計画的な取組みを行っている	○
28-3	職員一人ひとりの育成に向けた取組みを実施している	○
28-4	職員間での指導・育成を行う仕組みがある	○
28-5	職員が外部研修を受講している	○
No. 29	職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか	A
29-1	適正な就業状況を確保している	○
29-2	職員の健康管理を適切に行っている	○
29-3	職員が働きやすい職場環境づくりの取組みを行っている	○
29-4	一時保護施設の業務特性を踏まえ、職員への支援体制を整えている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）
<p>（現状）</p> <p>○適正な組織運営にあたり職務分掌が明確に示され、判定保護課の課長（1 名）、一時保護施設担当（2 名）の常勤（正規職員）の配置及び会計年度任用職員（児童指導員、夜間等児童指導員、調理員、看護師、学習指導員）の勤務体制による運営が行われて</p>

います。

○24時間体制での一時保護所運営が実施され、夜間は、基本的には常に夜間等児童指導員（2名体制）がシフトされ、場合によっては、一人の方が休まれる（勤務体制上、有給休暇や夏季休暇が取得しにくいということもあり）場合があります

○相談所組織として、相談支援課、判定保護課の課長がSV（スーパーバイズ）任命が組織的に実施され、日常業務の必要な職員への指導・育成等が行なわれています。

（優れている点）

○職員一人ひとりの育成に向けた取り組みとしてOJTが行われ、課長がスーパーバイズを行い、職員の指導・育成を行っておられます。

適正な就業状況を確保され、県のストレスチェックも実施されています。

○ケースワーカー（こども・保護者の相談や抱える問題の調査、助言、援助等のサポート等の児童福祉司の役割）、保健師、児童心理司、一時保護施設担当が同一敷地の併設された児童相談所、一時保護所としての関係性の良好な施設運営が行われていることから、日常の情報共有が円滑に行われ、入所のこども・保護者への適切な対応を行う体制となっています。

（改善が必要な点）

○現在の職員体制では難しい面がありますが、夜間における行動観察やケアができる正規職員の配置体制に期待します。

そのための常勤職員の増員も検討下さい。

○審査が求める夜間等児童指導員の正規職員の採用配置による行動観察（異変に敏感に察知する観察力、相手の話が辛抱強く聴いて理解する、こどもや児童相談所職員との円滑なコミュニケーション能力が求められています。

夜間の見守り、安心・安全な一時保護所の運営、夜間のこども生活や要望等の的確な把握と日報による引継ぎ等及び、こどもの意識・要望等の尊重等、重要な業務であります。

再度、日常支援を定期的に振り返り、こどもの最善の支援に向けて取り組まれること期待します。

（今後の取り組みに関する提案）

○一時保護に従事する者として、守るべき法・規範・倫理等を非常勤職員を含めた全職員での研修の機会を持たれることに期待します

○一時保護に従事される職員（会計年度任用職員含む）全てが、児童相談所の法・規範・倫理、運営・法令遵守（改正児童法等）等を守り、責任を持った外部対応が行われているものと地域社会の方々は、理解、判断することから組織を運営する必要な情報や必須研修（勉強会含む）は非常勤職員を含め機会を設定する等の取り組みに期待します。

3. 情報共有・関係者間連携

項目	評価項目	評価
No. 30	一時保護施設全体がチームとして運営できているか	A
30-1	職員間での情報共有や引継ぎ等の仕組みがある	○
30-2	職員間で共有・引継ぎする情報の内容は適切である	○
30-3	職員間のコミュニケーションが図られており、職員間で相互に補完している	○
No. 31	児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか	A
31-1	相談部門と密接な連携が保てる仕組みがある	○
31-2	こどもの入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と一時保護施設が十分な連携を図っている	○
No. 32	情報管理を適切に行っているか	A
32-1	個人情報을適切に取り扱っている	○
32-2	情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っている	○
32-3	書類や記録等は適切に管理・更新をしている	○
32-4	法令で認められている場合以外において、こどもに関する情報を外部機関と共有する必要がある場合には、こどもや保護者の同意を得ている	○
32-5	情報管理に関する職員の理解を深め、取扱い等に関する方針を職員に周知する取組みを行っている	○
No. 33	ICT を活用した業務効率化の取組みを行っているか	A
33-1	こどもに関する記録等について、相談部門と一時保護施設が相互に確認できる環境がある	○
33-2	職員がいつでも記録作成等を行えるよう、必要な台数のパソコンを設置している	○
33-3	AI やモバイル端末の活用など、記録作成・管理等における職員の負担軽減のための取組みを進めている	△

現状と課題（良い点、改善が必要な点）

（現状）

○こどもの様子等の記録はパソコン内に入力されており、職員間での情報共有・引き継ぎは適切に行われています。

小規模な児童相談所ならではの距離感で一時保護所職員と連携が図られています。

○業務に必要な情報共有には、対応記録（意見聴取等措置記録）、業務日誌、観察日誌や措置記録、判定会議・支援会議記録等、多岐に渡る記録管理が実施されておりますが、基本的には、島根県の適正な情報管理、保護するための個人情報保護と情報セキュリティ対策に基づき、情報管理が実施されています。

○各種の記録データは、データサーバーに蓄積（セキュリティ対策）管理され、個人が持ち歩けるUSB等は使用できない仕組みとなっています。

○個人情報、紙ベース管理も行われていますが、施錠の効いた書庫や定期の破棄処分等が適切に実施されることとなっています。

（優れている点）

○個人情報管理は県のインターネット機能を使用され、USBの使用はできません。記録はデータで残されており、紙ベースでも印刷され保存期間は決められています。

○相談部門（相談支援課）と判定保健課（一時保護所）が併設であり、所長（副所長）の管理の下、日常の入所のこどもの日課や意見・要望や行動等の情報共有が円滑に実施され、相互に業務の遅延や齟齬の発生が縮小できる現状にあり、支援会議や判定会議に討議に適正につながれています。

（改善が必要な点）

○チームで働く意識が必要であり、課題として感じておられます。

お互いの良い所を伸ばし協力して働いていただけるよう期待します。

○夜間の観察日誌（紙ベース記録等）での、引継ぎ（朝会）が実施されていますが、観察内容等で、多くの時間を費やしての対応となる場合があり、職員間のこども支援や夜間運営等に対する意識の違い等、意識を共有等が難しい状況が発生する解消に向けた取り組みが必要と考えられています。

（今後の取り組みに関する提案）

○AIやモバイル端末の活用など記録作成・管理等における職員の負担軽減に為の取り

組みに向け今後も進めて行かれるよう望みます。

○夜間等の児童指導員（会計年度任用職員）の業務に対する経験や年齢の違い等による意識を統一するために、目的、目標にする指標である一時保護所の理念・基本方針等を改めて議論を重ねる等、24時間のこどもへの支援活動が切れ目なく実施するために、職員の誰もが共通の認識による、こどもへの最善の取り組みに向け、チーム連携の精神で対応されること期待します。

4. 関係機関との連携

項目	評価項目	評価
No. 34	医療機関と適切に連携しているか	A
34-1	必要な場面で医療機関からの協力が得られている	○
34-2	こどもの状況に応じ、医師、歯科医師、看護師、保健師等とのチームケアを行える体制がある	○
34-3	必要な場面で児童精神科医の協力が得られている	○
No. 35	警察等と適切に連携しているか	A
35-1	必要な場面で警察等からの協力が得られるよう日頃から連携している	○
35-2	警察等の面接等にあたっては、こどもの心身の負担が軽減されるよう、配慮が必要な事項やこどもの状況、意向等を踏まえて警察等と十分に調整を行い、必要に応じた助言や付添いを行っている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）

（現状）

○児童相談所内には以前から保健師の配置がありましたが、今年度より一時保護所に看護師の配置があり、医療機関と迅速な連携が図られています。

必要な場面では近隣の対応して頂ける精神科の病院があり、協力体制はあります。

児童相談所に警察OBの方が勤務されています。緊急通報装置も設置されており、警察署との連携も図られており、対応マニュアルも作成されています。

司法面接の際にこどもの不安軽減の為に付き添われることもあります。

○非常勤の嘱託医師契約や締結され、地域の小児科、精神科との協力を得た環境整備が行われています。休日・夜間対応も行われています。

歯痛等は、近隣の歯科医へ同行して診療を行うこととされています。

○今年度より、看護師の配置が行われ、保健師、看護師の体制が整い、入所児童の健康相談、健康診断、感染症対策（予防接種含む）等の対応に加えて、こどもの体調変化等への問診・検温・血圧測定及び緊急時の嘱託医との対応、一時保護所担当、ケースワーカー職員との連携及び病院への同行等による適切な治療が行われています。

（優れている点）

○医療面でのネットワークは整備されています。

○児童相談所へ警察OB（相談指導員等）が配置され、警察との面会や対応の発生時は、連携窓口としての調整によるこどもへの不安解消の説明等、安心して対応を行うための支援の実施が行われています。

○医療機関は、地域のネットワークが構築されています。

（改善が必要な点）

第3部 一時保護施設における支援

1. 一時保護施設の運営

項目	評価項目	評価
No. 36	緊急保護を適切に行っているか	A
36-1	緊急保護ができる環境と体制が確保されている（居室の確保、夜間の保護の体制等）	○
No. 37	一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか	A
37-1	個々のこどもに合わせた生活の支援を行っている	○
37-2	日課は過密や暇すぎる構成ではなく、自由時間等とのバランスが取れている	○
37-3	役割や当番を設定する場合は、こどもに負担がないようにし、かつ達成感を感じられるよう、年齢や一人ひとりのこどもの状況に応じて設定している	○
37-4	一時保護施設での生活を通して、こどもの年齢や発達に合った基本的生活習慣が身につくよう支援している	○
37-5	こどもが一人になれる時間や場所がある	○
No. 38	レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供している	A

	か	
38-1	こどもの好みやニーズに合ったレクリエーションプログラム、ゲーム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境を提供している	○
38-2	こどもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、こどもの希望に応じて参加できるよう配慮している	○
38-3	事故防止に留意しつつ野外活動等を行い、こどもの心身の安定化や体験活動の機会づくりに取り組んでいる	○
38-4	遊具や備品について定期的に点検している	○
No. 39	食事を適切に提供しているか	S
39-1	食事の安全・衛生を確保している	○
39-2	食事を適時適温で提供している	○
39-3	献立は変化に富み、こどもの健全な発育に必要な栄養量を含有したものになっている	○
39-4	こどもの状況に応じた適切な食事量を提供している（おかわりができるか、摂取の強要等をしていないか）	○
39-5	食事アレルギーや宗教、文化、個々のこどもの状態等に対応した食事を提供している	○
39-6	こどもが食事を楽しめるための工夫を行っている	○
39-7	こどもに希望のメニューを聞いたり、こどもがメニューを選択する機会をつくっている	○
No. 40	こどもの入浴は適切か	A
40-1	入浴の回数や時間は適切である	○
40-2	入浴時間帯は適切である	○
40-3	こどもの希望や年齢等に配慮し、洗髪等入浴に必要な消耗品、備品を用意している	○
No. 41	こどもの衣服を適切に提供しているか	A
41-1	衣服の清潔は保たれている	○
41-2	時間と場所に応じた適切な衣服を着用している	○
41-3	発達段階や好みに合わせてこども自身が衣服を選択できるようにしている	○
41-4	必要な場合に、適切な衣服を貸与できる	○
41-5	こどもが希望する場合には、私服の着用が可能である	○
41-6	下着を提供する場合は、新品を提供している	○

No. 42	こどもの睡眠は適切か	A
42-1	こどもの年齢や状況に応じた就寝・起床時間を設定している	○
42-2	部屋の明るさや室温などの睡眠環境が適切である	○
No. 43	こどもの健康管理を適切に行っているか	A
43-1	入所時にこどもの健康状態を把握している	○
43-2	こどもの健康状態を適切に把握している	○
43-3	こどもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っている	○
43-4	健康状態や医療処置について、必要に応じて児童相談所や保護者へ連絡等を行う体制がある	○
No. 44	こどもの教育・学習支援を適切に行っているか	A
44-1	こどもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っている（ICTの活用等を含む）	○
44-2	学習指導は適切な資格および経験を有する職員により行われている	○
44-3	在籍校との連携を図っている	○
44-4	通学を希望するこどもについては、通学支援やリモート授業等を実施している	△
No. 45	無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか	A
45-1	こどもが無断外出を行った場合に、危険な建物の構造になっていない	○
45-2	無断外出があった場合の対応は、マニュアル等により明確になっている	○
45-3	無断外出を行う可能性がある場合には、その背景のアセスメントを実施している	○
45-4	無断外出が発生した場合に、無断外出をしたこどもに対して、理由等について話を丁寧に聞く等適切な対応を行っている	○
45-5	無断外出があった場合には、そのこども以外に対しても適切な対応を行っている	○
No. 46	未就学児に対して適切な保育を行っているか	B
46-1	発達の個人差や生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育を行っている	△
46-2	未就学児のための生活の場所と、年齢に応じた適切な保育を保障している	△

現状と課題（良い点、改善が必要な点）
（現状）

○24時間受入れができる体制が整えられています。

日課計画は作成されていますが、こどもの状態に合わせ柔軟な対応が行われています。掃除当番も決め、達成感が得られるよう支援されています。

こどもの年齢や発達に合った基本的生活習慣が身につくよう支援されています。

こどもの好みやニーズに合わせたレクリエーションプログラムやボードゲーム、漫画、DVD鑑賞等ができるフリースペースや娛樂室も用意されています。

毎月の保護所活動計画（学習、所内行事、レクリエーション等）が作成され、自由に参加する取り組みが行われています。

○学習面に於いては教員免許のある専任の学習指導員が配置され、個々の状況に応じて午前中学習されています。

○今年度より看護師の配置があり、健康面への配慮がより行えるようになりました。

こどもが無断外出行った場合の対応マニュアルや連絡網が整備されています。

入所に対しての不安な気持ちを理解し無事に戻って来られたことへの言葉掛けをされています。

○一時保護（緊急時含む）のマニュアルが作成され、健康状況の把握（健康診断、感染症の有無含む等）の実施、専門医の診察・検査が必要なケースは、こどもや保護者等の同意を得て、医療機関に受診する等の配慮が行われています。

○一時保護所生活における日課の決定に向け、こども（年齢に即応）の生活リズム（起床、就寝時間の設定）に配慮し、心理面やコミュニケーション状況、生活習慣、学習等の行動観察を心理司との情報共有を図り、判定会議によるこどもの状況に即した柔軟な支援・指導が行われています。

○緊急時の衣服のこどもへの貸し出しや新品の下着の提供が行われており、共同生活の場であることから私服等は、余りにも露出過ぎるものは丁寧に対応する等による理解を深める取り組みが行われています。

（優れている点）

○専任の調理員が勤務されており、すべて手作りの食事が提供されており、家庭的な雰囲気につながっています。

○調理専任の料理士が配置され、こどもの希望・要望の聴き取りによる食事メニューの検討、手作りによる朝・昼・夜の3食調理の実施、一時保護職員による検食の実施や

残食チェック等、食堂へ折り紙等の飾り付けによる家庭の温かみのある食堂への配慮が行われています。

（改善が必要な点）

○幅広い年齢のこどもに対して対応をされており、未就学児は乳児院や里親に委託を依頼されています。保育士の職員配置がなく、乳幼児への適切な保育に対応する保育の保障は充分に対応ができない現状です。

（今後の取り組みに関する提案）

○乳幼児虐待が増えている対応への課題解決が望まれます。

○近年のこどもの不登校（文部省調査による島根県：2024年度2,685人）と過去最高の数値及び毎年増加するこどもの不登校いじめ件数等のこどもを取り巻く状況が深刻化しています。また、乳幼児への家庭内虐待の増加も課題となっています。

国（こども家庭庁）、地方行政やこどもに関わる全ての団体（要保護児童対策協議会）や関係機関（事業所）が子どもの命と暮らしを守り、育てる活動に向けた取り組みを再構築するための児童相談所からの地域への情報発信を期待します。

2. アセスメント・支援方針

項目	評価項目	評価
No. 47	こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか	A
47-1	一時保護を行う時点で相談部門が把握しているこどもの家庭の状況や心身の状況、性格、成長・発達等の状況を、一時保護施設と十分に共有している	○
47-2	一時保護期間を通じ、新たに把握したこどもや家庭の状況等の情報を共有している	○
No. 48	一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか	A
48-1	こどもの全生活場面について行動観察を行っている	○
48-2	こどもの行動観察の結果を記録している	○
48-3	行動観察の視点には、こどもの課題だけでなく、ストレングス等も含まれている	○
No. 49	行動観察を基に適切な行動診断を行っているか	A
49-1	観察会議を適切な頻度（原則として週1回）で実施し、こどもの観察	○

	結果の検討・とりまとめを適切に行っている	
49-2	観察会議に担当児童福祉司や児童心理司等が参加している	○
No. 50	行動診断や援助指針（援助方針）に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか	A
50-1	行動診断や援助指針（援助方針）に基づく支援方針を職員間で共有している	○
50-2	支援方針に基づく個別ケアを大前提としたこどもの養育・支援を行っている	○
50-3	一時保護解除後を見据えた支援を行っている	○
No. 51	総合的なアセスメントや援助指針（援助方針）の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか	A
51-1	チームで情報共有しながらアセスメントを行っている	○
51-2	総合的なアセスメントに基づく援助指針（援助方針）を策定している	○
51-3	援助方針会議に一時保護施設職員が出席している	○
No. 52	一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針（援助方針）の見直しの提案を行っているか	A
52-1	こどもの変化に応じた支援を行っている	○
52-2	適切な期間の保護となるよう、こどもの状況を踏まえ、保護解除のタイミングや方針について相談部門に意見を伝えている	○
No. 53	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか	A
53-1	こどもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っている	○
53-2	こどもに対して行った情報提供や説明の内容について関係者間で共有している	○
53-3	親子関係再構築支援に関する児童相談所内での検討に一時保護施設職員が参画している	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）	
<p>（現状）</p> <p>○児童相談所と同一敷地内に保護所がある利点として、相談部門の職員との情報共有、連携が図られており、ケース会議にも保護所職員の参加もあります。</p> <p>こどもの不安な気持ちは記録し、保護解除のタイミングや方針が適切になるよう意見を伝えられています。</p>	

○児童相談所と併設された一時保護所の運営の強みを発揮して、相談支援課の職員（ケースワーカーや心理司）が一時保護所（判定保護課）の朝・夕の引継ぎに参加されます。また、週一回の定例所内会議（児相全体）に、保護所職員も参加する等、こどもの行動観察や家庭環境（保護者等）の状況がタイムリーに共有された支援が行われています。

○こども観察は、長所（ストレングス）と短所（課題等）の両面を意識した観察記録を意識して作成され、相談支援課との共有（実際の生活実態等）するための観察記録（支援内容含む）等が判定会議の場に提供され、援助方針等の検証や改善が行われています。また、保護解除（保護者関係の再構築）のタイミングや委託養護施設等への引継ぎ等への対応（こどもや保護者説明含む）を円滑に行うための取り組みが行われています。

（優れている点）

○日中、夜間（夜間等児童指導員）のこどもの生活記録（援助内容、行動観察等）がパソコン記録による保護業務記録（昼間）や児童観察日誌（夜間）として、朝夕に確実な引継ぎが実施され、24 時間体制の一時保護所が運営されています。

○こどもの日常生活の現状（生活態度、言動、行動、対人関係等）が行動観察記録として作成され、組織全体の情報共有を図る等の取り組みが行われています。

（改善が必要な点）

○こどもの行動観察記録は、こどもが安心して生活できる環境が整えられていることが基本であり、こどもが自分の表現や意見、生活態度を深掘する重要なアセスメントとなります。

人を客観的に観察することの難しさを克服するために、誰が見ても同じに認められる客観性の確認等を組織内で共通する意識統一も必要となります。

（今後の取り組みに関する提案）

○判定の為の資料として活かされるよう、記録の振り返りを充分に行い、主訴に対して記録の視点はぶれてないか、記録を情報共有し判断できているか等、一時保護所として作成した援助方針をチームとして情報共有され、こどもたちが自ら SOS が出せるような支援になるよう取り組まれる事に期待します。

○行動観察記録の振り返り（昼間・夜間）を実施する等、常に職員間の共通意識を継続する取り組みに期待します。

3. 子ども個別の特性や課題等への対応

No. 54	こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか	A
54-1	性的な問題を有するこどもの受入れ時には、多職種によるカンファレンスを行っている	○
54-2	こどもの問題に応じた包括的性教育等の支援を行っている	○
54-3	一時保護施設のこどもの中で性的問題行動が起きた場合には、適切な対応を行っている	○
54-4	P T S Dの症状や本人からの訴えがある場合は、迅速に児童福祉司、児童心理司、医師、看護師、保健師等に報告し、適切な対応を行っている	○
No. 55	他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか	A
55-1	他害や破壊行動、自傷等の行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施している	○
55-2	アセスメントに基づく対応方針に応じたケアを行っている	○
55-3	他害や破壊行動、自傷等の行動があった場合の本人への対応と他児へのケア等が明確になっている	○
No. 56	重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか	B
56-1	一定の重大事件に係る触法少年と思料されるこどもの一時保護にあたって、支援体制の確保を行っている	△
56-2	重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室を確保している	△
56-3	重大事件に係る触法少年の一時保護を行う場合には、他児との関係に関する配慮を行っている	△
No. 57	障害児（発達障害、知的障害、身体障害等）を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか	B
57-1	障害特性に応じた必要な支援が行える環境・体制がある	○
57-2	障害特性に応じたケアを行っている	△
57-3	周りのこどもが障害について理解できるような取り組みを行っている	△
No. 58	健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか	A
58-1	健康上配慮が必要なこどもの状態に応じて、必要な支援が行える環境・体制がある	○
58-2	健康上配慮が必要なこどもの状態に応じたケアや医療行為を行っている	○

58-3	服薬管理を適切に行っている	○
58-4	誤薬防止策を講じている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）	
<p>（現状）</p> <p>○性的な問題を有するこどもの受入れ時には、保健師・児童心理司・看護師・医師（嘱託）等による多職種によるカンファレンスの実施による支援方針が共有された支援が行われています。</p> <p>○特別なケアが必要なこどもには児童心理司を中心に児童福祉司・医師・保健師・看護師が連携した対応が行われています。</p> <p>○他害や破壊行為、自傷行為あった場合には児童心理司を中心に「個別対応実施計画書」の作成が実施され、本人へ命の大切を伝え他児との関係にも配慮した対応が行われています。</p> <p>○重大事件に係る触法少年に対して司法の結果が出るまでの間の支援ができる体制があります。</p> <p>○発達障害児に対しては、職員（一時保護所正職）への「精神・発達障害への配慮と支援」の研修が実施され、知識習得に努められ、現場では、児童心理司からの支援による対応が行われることとなっています。</p> <p>（優れている点）</p> <p>○今年度から保護所職員として看護師が勤務されており、こどもの健康管理、保健指導が充実されています。看護師を中心に服薬管理も行われ、一覧表・服薬カレンダーの活用をされ、誤薬のないよう管理されています。必要時にはアレルギー児へのエピペン対応、インシュリン投与も対応される予定です。</p> <p>（改善が必要な点）</p> <p>○重大事件に係る触法少年に対する支援体制はありますが、明文化されたマニュアルの作成、県内の他の児童相談所・一時保護との連携も検討下さい。</p> <p>障害のあるこどもに対してもそれぞれの障害特性の違いがあるので、特性に応じた施設等に委託を依頼されるよう予定されていますが、マニュアルの作成を検討下さい。</p> <p>近年増加傾向にある強度行動障害の研修も実施されるよう期待します。</p>	

（今後の取り組みに関する提案）

- 一時保護される必要のあるこどもの様々な状況に応じた適切な対応ができ、こどもが安心・安全に過ごすことができるように体制の整備を望みます。

4. 一時保護施設からの退所に向けた支援

No. 59	一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか	A
59-1	一時保護解除を伝える時期について、こどもの状況等を踏まえ十分に配慮している	○
59-2	里親委託や施設入所等に移行するこどもには、新たな養育場所に関する情報を伝えたり、心のケア等を行っている	○
59-3	一時保護解除後も引き続き児童相談所に相談できることや、相談や支援をしていくことをわかりやすく伝えている	○
59-4	こどもの年齢に応じ、一時保護解除後の SOS の出し方についてこどもに伝えている	○
No. 60	一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか	A
60-1	家庭引き取りの場合、一時保護中に得られたこどもに関する情報を保護者へ適切に引き継いでいる	○
60-2	施設入所や里親等委託の場合、一時保護中に得られたこどもに関する情報を施設や里親等に適切に引き継いでいる	○
60-3	一時保護解除後に相談部門から要請があった場合には、情報提供や説明等の必要な対応を行っている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）

（現状）

- 一時保護解除を伝える時期はこどもの状況に応じて配慮し、里親委託や施設入所等に移行するこどもには、新たな養育場所に関する情報を相談部門の職員と一緒に伝えておられます。こどもの年齢に応じた SOS の出し方も伝えておられ、解除後に児童相談所に訪ねてくるこどももおられます。
- 一時保護所の解除は、こどもの安全が確保され、日常の暮らしが安らかに過ごせる環境が最も重要視され、相談支援課（ケースワーカー、保健師等）と判定保護課（児童心理司、一時保護施設担当等）の情報共有を日常から図り、判定会議等による多角的に評価され、一時保護所解除（保護事象の解消等）、延長、他施設（入所措置）、里

親等への移行等の多様なケースを想定した解除への対応が行われています。

○こどもの意思を尊重するために、解除後の生活環境（意見・要望、意思等）の意思調査を実施する等、安全な環境を確保した上で、こどもの思いを尊重した対応が行われています。

○委託施設（里親含む）等の入所の場合は、こどもの理解や納得を得るために相談支援課（ケースワーカー）による事前の施設訪問等への協力も行われています。

○一時保護所解除後においても「一時保護所のしおり」、「困ったことがあれば、電話や手紙で相談できる」（権利ノート）の再説明を行う等、児童相談所へはいつでも気軽に連絡を貰いたい旨の説明が行われています。

（優れている点）

○相談部門との連携が図られており、こどもの情報は施設入所や里親等の委託先に一時保護中に得られたこどもに関する情報が適切に引き継がれています。

○相談支援課（ケースワーカー等）との連携が一時保護期間に十分図られていることから家庭への移行への引継ぎ情報も適切に伝えられています。

（改善が必要な点）

○

（今後の取り組みに関する提案）

○委託先施設（里親）等へ移行後に於いてのアフターフォローにおいて、児童相談所での支援（援助）方針等の内容等の検証を定期（年間に1度程度）に実施しておられますが、一時保護所内での行動観察状況と委託先での日常生活の整合性等について検証（振り返り等）を行い、多くの事例分析（多様なこどもの背景や経験値等）を積み上げによる一時保護所としての質の向上に努められることに期待します。

第4部 一時保護施設の管理運営

1. 安全管理

No. 61	一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等（安全計画、業務継続計画等）にして明確になっているか	A
61-1	マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制がある	○

61-2	マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組みを行っている	○
61-3	マニュアル等の内容に基づき、運営・対応等が行えていることを確認する仕組みがある	○
61-4	マニュアル等の内容について見直し等を行っている	○
No. 62	こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか	A
62-1	こどもの事故やケガを防ぐための対策を講じている	○
62-2	こどもの事故やケガが発生した場合の対応が明確になっている	○
62-3	こどもの事故やケガが発生した場合、その原因の検証や対応策の検討を行う等、再発防止に取り組んでいる	○
No. 63	災害発生時の対応は明確になっているか	A
63-1	火災等の非常災害に備え、マニュアルや具体的な避難計画を作成している	○
63-2	避難訓練を毎月1回以上実施している	○
63-3	日頃から消防署や警察署、病院等、関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速かつ適切な協力が得られるように努めている	○
No. 64	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
64-1	感染症の発生を防ぐための対策を講じている	○
64-2	感染症が発生した場合に、二次感染防止等の対応が明確になっている	○
No. 65	一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか	A
65-1	一時保護期間中、こどもの私物については、記名しておく等、紛失しないよう配慮している	○
65-2	こどもが所持すべきではないものや明らかにこどもの私物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等を行っている	○
65-3	こどもの私物は一時保護解除時に返還している	○
65-4	こども以外の者への返還は適切に行っている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）	
<p>（現状）</p> <p>○児童相談所の運営の事業計画である児童相談所運営方針（基本姿勢、共通事項、重点事項）に加えて、各種マニュアル（一時保護所マニュアル）が明文化され、職員への周知による共有に基づいた事業の推進が行われています。</p> <p>○BCP（事業継続計画）及び消防計画等の策定により、児童相談所全体では年2回防災（避難・消火）訓練を実施、一時保護所では、年10回の避難訓練を実施され、い</p>	

ざと云う時の意識や動作が行えるよう取り組まれています。

○業務運営におけるヒヤリハット情報も収集され、危険予知の対応に活用されています。

○こども日常生活でのケガや事故の場合は、看護師を中心とした関係医療機関（嘱託医含む）と連携した対応が行われています。また、感染症対策（インフルエンザ、コロナ、ノロウイルス等）としてのマニュアルが策定され、感染症発症時の隔離体制もあり、ノロウイルス対応の勉強会も実施されています。

○一時保護入所時には、こどもの「保護台帳」が作成され、携帯電話（スマートフォン）、ゲーム機、危険物等は、施設内では使用できないので、ロッカー（施錠）へ保管され、一時保護所の解除時に「児童所持品受領証」による返納、預かり金がある場合は、「預かり証」が作成され、一時保護所の解除時に「預り金返還請求書」による返還等、適切に処理が行われています。

（優れている点）

○今年度より看護師が一時保護所に勤務されるようになり、感染症予防等を中心になって行っておられます。

○一時保護所に入所するこどものケガ、病気対応策として今年度から看護師が配置されています。

（改善が必要な点）

○組織の事業計画（当年度の運営方針）に対する、職員（職能、職級単位）の事業目標（職務分掌表）による役割・機能が明確にされていますが、定期に振り返り（自己評価）や上長による評価考課等による達成度の共有が行われる等の業務への指導・アドバイス（業務スキル向上に向けた研修検討含む）による質の向上が求められます。

○法改正や業務改善等への対応として、各種マニュアルの定期の点検による見直しを図り、職員への勉強会の実施等に期待致します。（周知等を会議記録に残す等）

（今後の取り組みに関する提案）

○平成 23 年に建てられた施設なので、修繕計画の必要な場所も点検下さい。

2. 施設運営計画

No. 66	一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	B
66-1	事業計画を策定している	○
66-2	事業計画に基づく取組みを実施している	○
66-3	事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがある	○
66-4	策定にあたって、こどもや職員の意見を反映できる仕組みがある	△
No. 67	一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか	B
67-1	自己評価を定期的に行っている	○
67-2	外部評価を定期的に行っている	○
67-3	自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組みを行っている	○
67-4	職員間での共有や職員一体となった取組みを行っている	○
67-5	こどもや保護者からの意見・要望・苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口設置等の必要な措置を講じている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）	
<p>（現状）</p> <p>○月毎の活動計画の作成はされていますが、一時保護所にこどもが居ない月もあり予定通りの活動は行えないこともあります。</p> <p>（優れている点）</p> <p>○年度ごとに益田児童相談所の運営方針が策定されており、重点的に取り組む課題が提示され、取り組まれています。</p> <p>児童相談所・一時保護所の職員間の情報共有はスムーズに行われており、職員が一体となり、取り組まれています。</p> <p>（改善が必要な点）</p> <p>○一時保護所に於いては非常勤職員の方が多く勤務されており、経験豊富な方がほとんどですが、勤務体制として難しいですが職員全員での振り返りや研修の場を持たれることにより、職員の質の向上に取り組まれるよう望みます。</p> <p>（今後の取り組みに関する提案）</p> <p>○一時保護所を必要としているこどものための施設及び職員の質の向上を図るために実施する設備面での修繕や職員一人ひとりのスキルアップを進めて行くための積極</p>	

的な研修計画を事業計画として作成されることに期待します。